

第2期データヘルス計画 特定健康診査・特定保健指導編

新潟県市町村職員共済組合 第3期特定健康診査等実施計画

平成30年4月

目次

〔特定健康診査・特定保健指導編〕 新潟県市町村職員共済組合 第3期特定健康診査等実施計画

計画策定の背景及び目的	2-3
基本的な考え方	2-4
計画の位置付け・期間	2-5
生活習慣病に係る受診件数	2-6
第2期 特定健診・特定保健指導 年度別対象者・受診者・利用者実績	2-7
第2期における達成状況	2-8
【参考】第2期における特定保健指導該当者の割合	2-10
第3期 目標とする実施率の設定	2-11
平成30年度からの後期高齢者支援金の加算率の基準	2-12
第3期における年度別対象者・受診者・利用者数 推計方法	2-13
第3期 特定健診・特定保健指導 年度別対象者・受診者・利用者推計	2-14
特定健康診査等の実施方法	2-15
特定健康診査等 実施スケジュール	2-17
第3期 特定健康診査 実施率目標達成への取組	2-18
第3期 特定保健指導 実施率目標達成への取組	2-19
事業主健診と連携した訪問型特定保健指導に関する構想	2-20
個人情報の取扱い	2-21
計画の公表・周知	2-22
計画の評価・見直し	2-23

本文中の記号「☞」は、参照ページを意味する。

計画策定の背景及び目的

- 我が国においては、急速な少子高齢化や経済の低成長、疾病構造の変化など、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくための構造改革が急務となっている。
- その構造改革の一環として、メタリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した生活習慣病予防のための「特定健康診査・特定保健指導」の実施が平成20年度から各医療保険者に義務付けられたところである。
- 当共済組合においても、「特定健康診査及び特定保健指導実施計画」（第1期計画：平成20年度～平成24年度 第2期計画：平成25年度～平成29年度）を策定し、取組を行ってきた。
- 本計画は、平成29年度で第2期計画が終了することから、これまでの取組を踏まえ、引き続き生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費の適正化を図ることを目的として、新たに第3期計画として策定するものである。

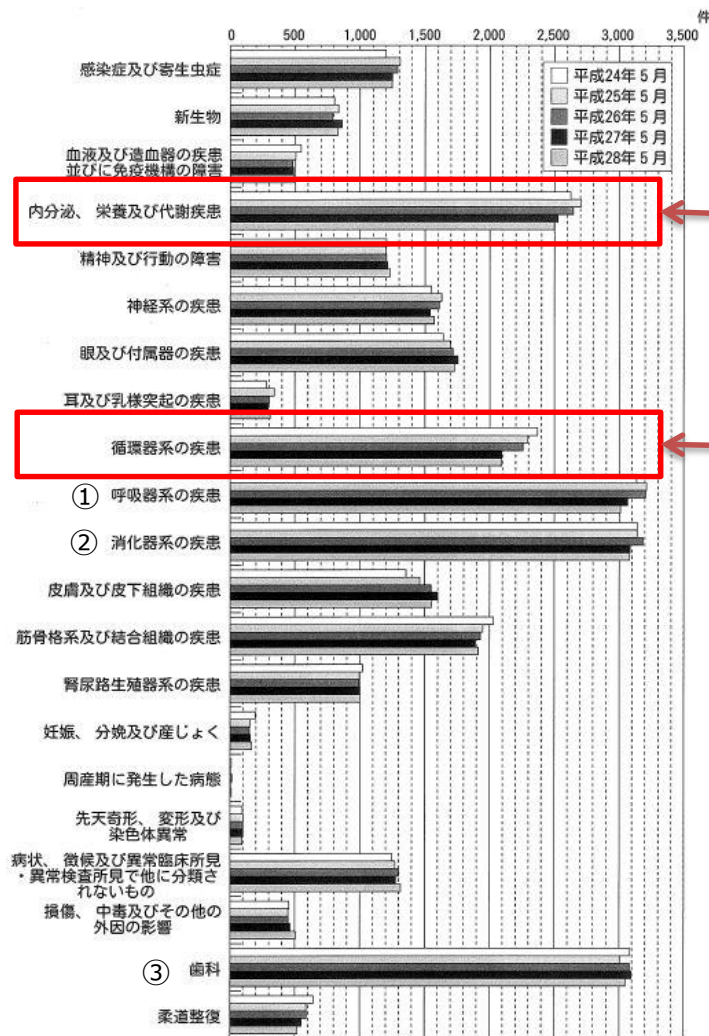
基本的な考え方

- メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)は、糖尿病や高血圧症や高脂血症など、いわゆる生活習慣病の原因となりうるものである。
- このメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防を目的として行う健診が、特定健康診査である。
- 慶應義塾大学医学部教授 伊藤裕氏が提唱する「メタボリックドミノ」に象徴されるように、不適切な食習慣や運動不足など日頃の生活習慣の積み重ねが、年数を経るにつれて「ドミノ倒し」のように病気の連鎖を引き起こすことが近年の研究によって明らかになってきている。
- 生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積が大きく関与しており、肥満に加え、高血圧や高血糖、脂質異常などの状態が重複しかつ慢性化することにより、虚血性心疾患や脳血管疾患等のリスクが高まると言える。
- このことから、特定健康診査に引き続き特定保健指導を実施し、運動習慣の定着や食習慣の改善を図ることが、生活習慣病のリスクを低減する第一歩であり、当共済組合において取り組むべき課題である。

計画の位置づけ・期間

- 本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき医療保険者による策定が義務付けられていることにより、新潟県市町村職員共済組合が策定するものである。
- 本計画は、同時に「新潟県市町村職員共済組合 第2期データヘルス計画」の一部を成し、相互に整合性をとるものである。
- 本計画の実施期間は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とする。

生活習慣病に係る受診件数（組合員）



糖尿病、肥満症、内分泌疾患等

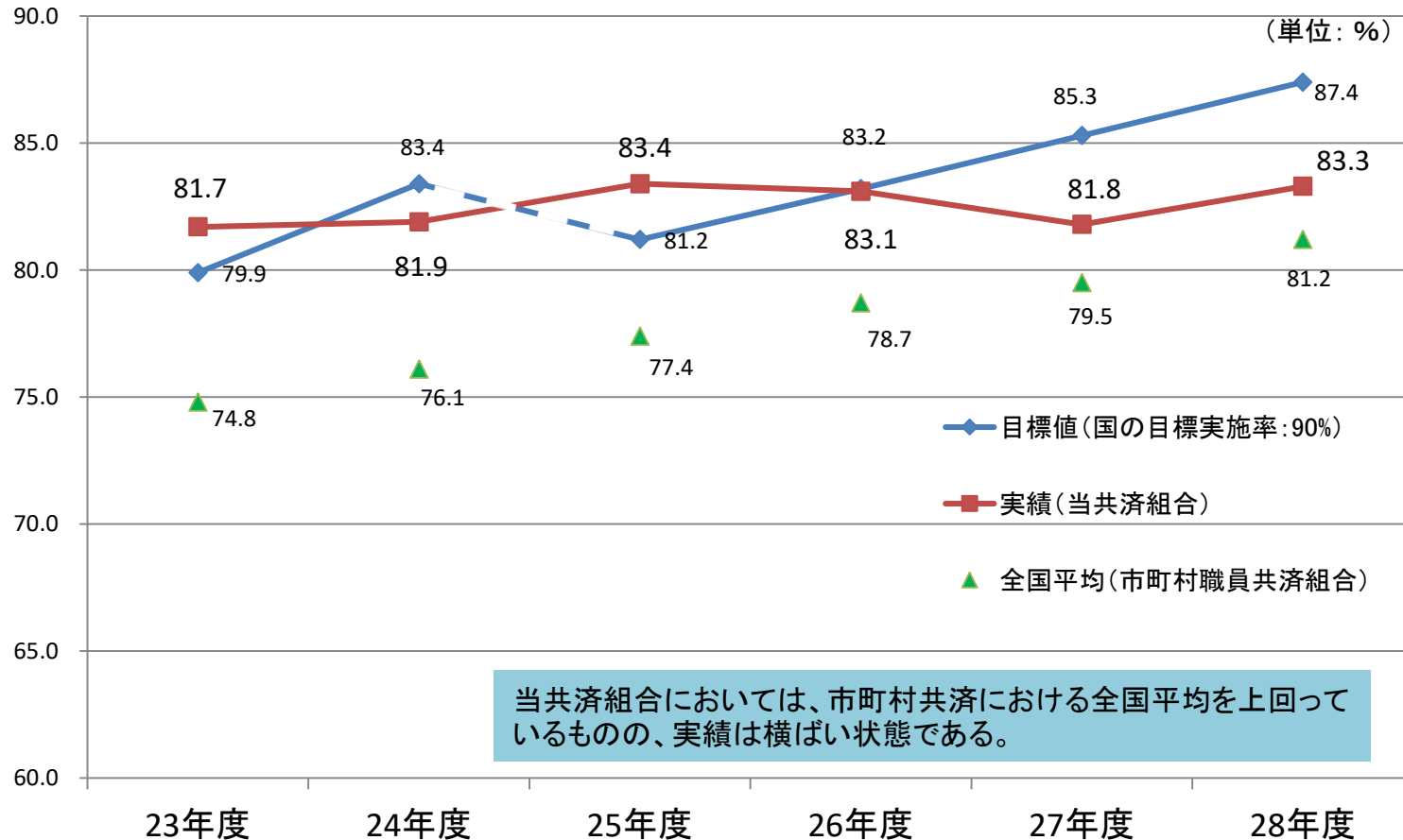
高血圧、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等

生活習慣病による受診件数は、
 ①呼吸器系（かぜを含む）
 ②消化器系（胃腸炎を含む）
 ③歯科
 に次いで4番目に多い件数となっている。

第2期 特定健康診査・特定保健指導 年度別対象者・受診者・利用者実績

区 分		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度（見込）				
		組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計		
特定健康診査	対象者数（人）	A1	15,921	5,577	21,498	15,888	5,415	21,303	15,779	5,285	21,064	15,577	5,017	20,594	15,421	4,564	19,985	15,310	4,517	19,827	
	対象者増減割合（前年度比）		△ 0.5	△ 6.5	△ 2.1	△ 0.2	△ 2.9	△ 0.9	△ 0.7	△ 2.4	△ 1.1	△ 1.3	△ 5.1	△ 2.2	△ 1.0	△ 9.0	△ 3.0	△ 0.7	△ 1.0	△ 0.8	
	受診者数（人）	A2	15,069	2,528	17,597	15,264	2,498	17,762	15,072	2,427	17,499	14,535	2,319	16,854	14,413	2,226	16,639	14,315	2,213	16,528	
	受診率（%）	A2/A1	94.6	45.3	81.9	96.1	46.1	83.4	95.5	45.9	83.1	93.3	46.2	81.8	93.5	48.8	83.3	93.5	49.0	83.4	
特定保健指導	動機付支援	対象者数（人）	C1	1,025	118	1,143	1,046	119	1,165	978	112	1,090	1,041	117	1,158	1,026	128	1,154	1,002	111	1,113
		特定健康診査受診者における対象者の割合（%）	C1/A2	6.8	4.7	6.5	6.9	4.8	6.6	6.5	4.6	6.2	7.2	5.0	6.9	7.1	5.8	6.9	7.0	5.0	6.7
		終了者数（人）	C2	181	10	191	182	12	194	202	19	221	233	15	248	255	18	273	275	17	292
		終了率（%）	C2/C1	17.7	8.5	16.7	17.4	10.1	16.7	20.7	17.0	20.3	22.4	12.8	21.4	24.9	14.1	23.7	27.4	15.3	26.2
	積極的支援	対象者数（人）	D1	1,604	84	1,688	1,506	86	1,592	1,514	94	1,608	1,459	64	1,523	1,416	68	1,484	1,432	66	1,498
		特定健康診査受診者における対象者の割合（%）	D1/A2	10.6	3.3	9.6	9.9	3.4	9.0	10.0	3.9	9.2	10.0	2.8	9.0	9.8	3.1	8.9	10.0	3.0	9.1
		終了者数（人）	D2	151	7	158	164	11	175	154	5	159	151	6	157	155	4	159	161	5	166
		終了率（%）	D2/D1	9.4	8.3	9.4	10.9	12.8	11.0	10.2	5.3	9.9	10.3	9.4	10.3	10.9	5.9	10.7	11.2	7.6	11.1
	計	対象者数（人）	E1 (=C1+D1)	2,629	202	2,831	2,552	205	2,757	2,492	206	2,698	2,500	181	2,681	2,442	196	2,638	2,434	177	2,611
		終了者数（人）	E2 (=C2+D2)	332	17	349	346	23	369	356	24	380	384	21	405	410	22	432	436	22	458
		終了率（%）	E2/E1	12.6	8.4	12.3	13.6	11.2	13.4	14.3	11.7	14.1	15.4	11.6	15.1	16.8	11.2	16.4	17.9	12.4	17.5
	特定保健指導対象者（%）	F3 (=E1/A2)	17.4	8.0	16.1	16.7	8.2	15.5	16.5	8.5	15.4	17.2	7.8	15.9	16.9	8.8	15.9	17.0	8.0	15.8	

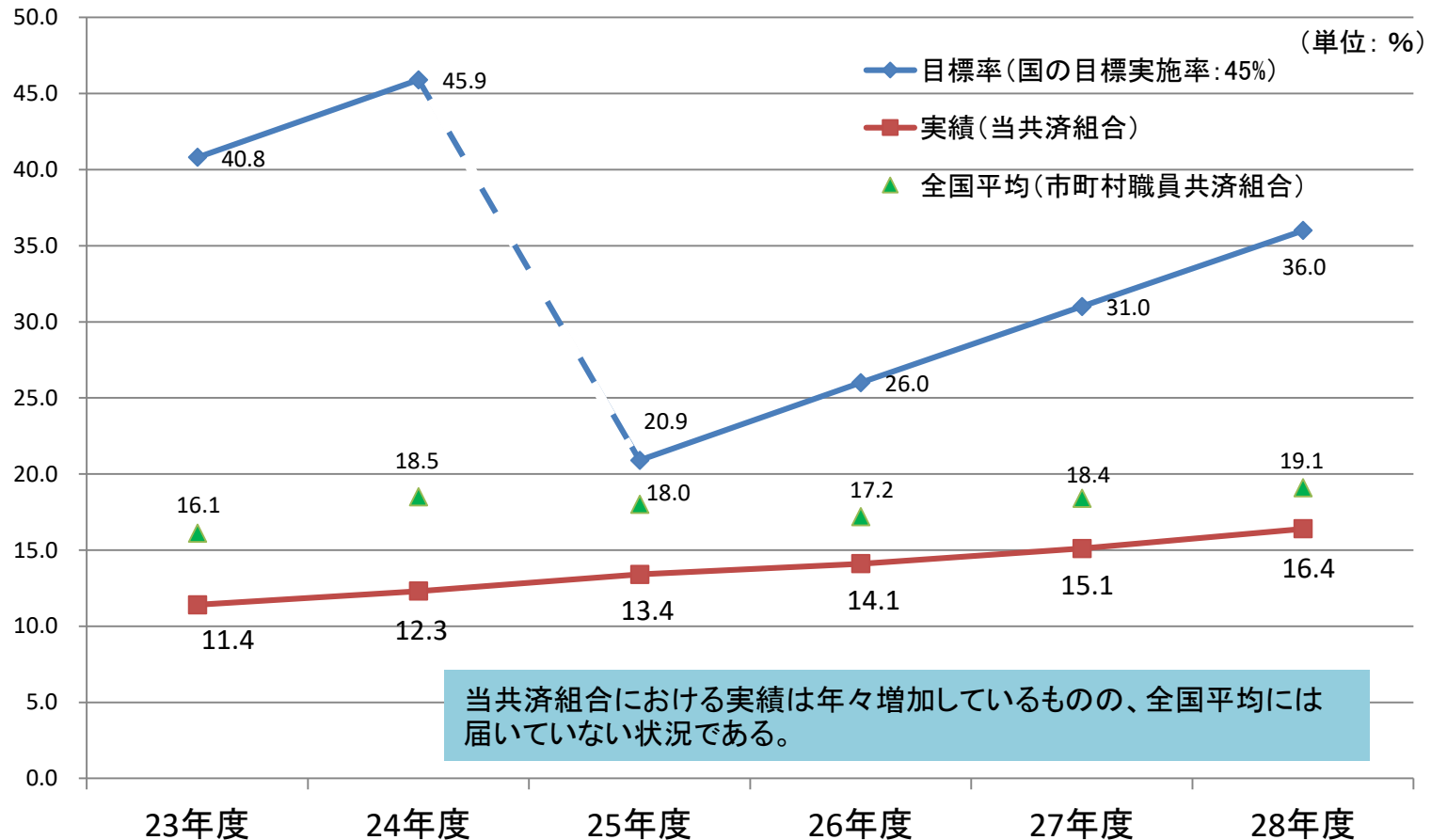
第2期における達成状況（特定健康診査）



第1期特定健康診査等
 実施計画
 (H20～H24年度)

第2期特定健康診査等実施計画
 (H25～H29年度)

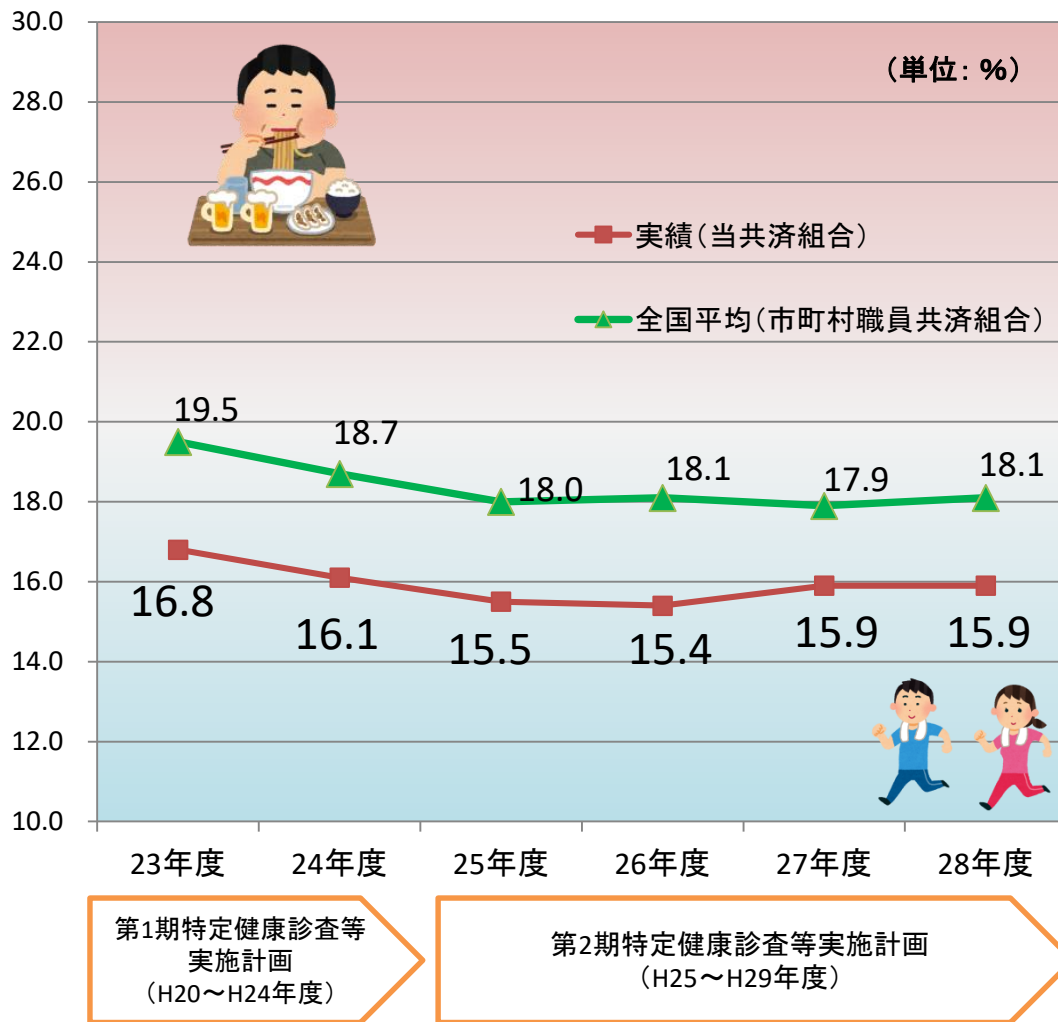
第2期における達成状況（特定保健指導）



第1期特定健康診査等
実施計画
(H20～H24年度)

第2期特定健康診査等実施計画
(H25～H29年度)

【参考】第2期における特定保健指導該当者の割合



当共済組合において特定健康診査を受けた者のうち、動機付け支援又は積極的支援に該当した者の割合について掲載。

全国平均と比較して、この数値が低いほど、以下の2点の事項に該当しているものと思われる。

- ① メタボリックシンドロームの該当者が少ない(健康な組合員の割合が高い)。
- ② メタボリックシンドロームに該当しているにも関わらず、医療機関への受診を行っていない者(リスクが高いまま放置している者)の数が少ない(適切な治療を受けている割合が高い)。

➤当共済組合の特定保健指導該当者の割合は、全国平均と比べ約2ポイント低い。

第3期 目標とする実施率の設定

- **特定健康診査：** 平成35年度に国の定める率(90.0%)を達成できるよう、段階的に設定
- **特定保健指導：** 平成35年度に国の定める率(45.0%)を達成できるよう、段階的に設定

特定健康診査		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	目標とする実施率	84.5%	85.6%	86.7%	87.8%	88.9%	90.0%
	(組合員)	94.2%	94.7%	95.3%	96.0%	96.6%	97.3%
	(被扶養者等)	50.8%	52.7%	54.2%	56.0%	57.9%	59.8%

特定保健指導		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	目標とする実施率	22.1%	26.7%	31.2%	35.8%	40.4%	45.0%
	(組合員)	22.3%	26.9%	31.4%	36.0%	40.6%	45.2%
	(被扶養者等)	19.3%	23.3%	28.3%	33.3%	37.6%	42.9%

- このほか、平成35年度におけるメタボリックシンドローム該当率について、計画初年度(平成30年度)との比較で6%の減少を図る。

平成30年度からの後期高齢者支援金の加算率の基準

- 平成30年度からは、各医療保険者における特定健康診査・特定保健指導の前年の実施率に基づき、後期高齢者支援金の加算又は減算が行われることとなる。
- 各医療保険者への特定健康診査・特定保健指導への取組を強化することが狙い。

	第3期における 国の実施率目標	実施率	H30 年度加算率 (H29実績による)	H31年度加算率 (H30実績による)	H32 年度加算率 (H31実績による)
特定健康 診査	90%以上	45%未満	1.0%	2.0%	5.0%
		45%以上 57.5%未満	—	0.5%	1.0%
特定保健 指導	45%以上	0.1%未満	1.0%	2.0%	5.0%
		0.1%以上 2.75%未満	0.25%	0.5%	1.0%
		2.75%以上 5.5%未満	—	0.25%	1.0%
		5.5%以上 10%未満	—	—	0.5%

参考：当共済組合における実施率実績(平成28年度)
 特定健康診査 83.3% 特定保健指導 16.4%

第3期における年度別対象者・受診者・利用者数 推計方法

	特定健康診査	特定保健指導
対象者数	<ul style="list-style-type: none"> 組合員については、平成29年度の対象者数から毎年0.8%の減少を見込む 被扶養者等については、平成29年度の対象者数から毎年4.1%の減少を見込む 	<ul style="list-style-type: none"> 動機付け支援・・・特定健康診査受診者のうち、組合員7.0% 被扶養者等5.0%の該当を見込む 積極的支援・・・特定健康診査受診者のうち、組合員10.0% 被扶養者等3.0%の該当を見込む
受診者数 (特定健診) 利用者数※ (特定保健指導)	<ul style="list-style-type: none"> 設定した目標率に従い、組合員及び被扶養者等それぞれに受診者数を算定。 目標率については、平成30年度の84.5%を開始地点とし、平成35年度において90%に達するよう、毎年段階的に引き上げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 設定した目標率に従い、組合員及び被扶養者等それぞれに利用者数を算定。 目標率については、平成30年度の22.1%を開始地点とし、平成35年度に45%に達するよう、毎年段階的に引き上げて行く。

※「利用者数」とは、毎年国へ報告する際における「特定保健指導の終了者数」のことを示す。このことから、次ページの表において「終了者数」「終了率」とあるのは、それぞれ「利用者数」「利用率」と読み替えるものとする。

第3期 特定健康診査・特定保健指導 年度別対象者・受診者・利用者推計

区 分		平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度			平成35年度				
		組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計	組合員	被扶養者等	計		
特定健康診査	対象者数 (人)	A1	15,188	4,332	19,520	15,066	4,154	19,220	14,945	3,984	18,929	14,825	3,821	18,646	14,706	3,664	18,370	14,588	3,514	18,102	
	対象者増減割合 (前年度比)		△ 0.8	△ 4.1	△ 1.5	△ 0.8	△ 4.1	△ 1.5	△ 0.8	△ 4.1	△ 1.5	△ 0.8	△ 4.1	△ 1.5	△ 0.8	△ 4.1	△ 1.5	△ 0.8	△ 4.1	△ 1.5	
	受診者数 (人)	A2	14,300	2,200	16,500	14,270	2,190	16,460	14,250	2,160	16,410	14,230	2,140	16,370	14,210	2,120	16,330	14,190	2,100	16,290	
	受診率 (%)	A2/A1	94.2	50.8	84.5	94.7	52.7	85.6	95.3	54.2	86.7	96.0	56.0	87.8	96.6	57.9	88.9	97.3	59.8	90.0	
特定保健指導	動機付支援	対象者数 (人)	C1	1,001	110	1,111	999	110	1,109	998	108	1,106	996	107	1,103	995	106	1,101	993	105	1,098
		特定健診受診者における対象者の割合 (%)	C1/A2	7.0	5.0	6.7	7.0	5.0	6.7	7.0	5.0	6.7	7.0	5.0	6.7	7.0	5.0	6.7	7.0	5.0	6.7
		終了者数 (人)	C2	325	25	350	375	29	404	420	33	453	470	37	507	520	41	561	570	45	615
		終了率 (%)	C2/C1	32.5	22.7	31.5	37.5	26.4	36.4	42.1	30.6	41.0	47.2	34.6	46.0	52.3	38.7	51.0	57.4	42.9	56.0
	積極的支援	対象者数 (人)	D1	1,430	66	1,496	1,427	66	1,493	1,425	65	1,490	1,423	64	1,487	1,421	64	1,485	1,419	63	1,482
		特定健診受診者における対象者の割合 (%)	D1/A2	10.0	3.0	9.1	10.0	3.0	9.1	10.0	3.0	9.1	10.0	3.0	9.1	10.0	3.0	9.1	10.0	3.0	9.1
		終了者数 (人)	D2	218	9	227	278	12	290	340	16	356	400	20	420	460	23	483	520	27	547
		終了率 (%)	D2/D1	15.2	13.6	15.2	19.5	18.2	19.4	23.9	24.6	23.9	28.1	31.3	28.2	32.4	35.9	32.5	36.6	42.9	36.9
	計	対象者数 (人)	E1 (=C1+D1)	2,431	176	2,607	2,426	176	2,602	2,423	173	2,596	2,419	171	2,590	2,416	170	2,586	2,412	168	2,580
		終了者数 (人)	E2 (=C2+D2)	543	34	577	653	41	694	760	49	809	870	57	927	980	64	1,044	1,090	72	1,162
		終了率 (%)	E2/E1	22.3	19.3	22.1	26.9	23.3	26.7	31.4	28.3	31.2	36.0	33.3	35.8	40.6	37.6	40.4	45.2	42.9	45.0
	特定保健指導 対象率 (%)	F3 (=E1/A2)	17.0	8.0	15.8	17.0	8.0	15.8	17.0	8.0	15.8	17.0	8.0	15.8	17.0	8.0	15.8	17.0	8.0	15.8	

特定健康診査等の実施方法（1）

特定健康診査

	組合員	被扶養者等
受診の方法	<ul style="list-style-type: none"> 所属所が実施する事業主健診 契約人間ドック健診機関での人間ドック健診 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診券(セット券)を配布し、集合契約(※)に基づく健診機関等や市町村が実施する住民健診において受診してもらう。 契約人間ドック健診機関での人間ドック健診(被扶養配偶者に限る。)を受けてもらう。
実施項目	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省健康局が策定する「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に掲げる健診項目とする。 	
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 通年とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診券により受診する場合は、5月から12月までとする。 人間ドック健診については、通年とする。
健診データの受領	<ul style="list-style-type: none"> 事業主健診・人間ドック健診ともに、厚生労働省が定める電子的な標準様式(XMLデータ)で提供を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が定める電子的な標準様式(XMLデータ)で提供を受ける。 パート先等での健診を受けた場合は、紙での提供を受ける。
受診者の負担	<ul style="list-style-type: none"> 事業主健診:負担なし(事業主が負担する。) 人間ドック健診:当該人間ドックに要する費用から24,000円を控除した額を受診者が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診券を使用した場合は、受診者負担なし(共済組合負担) 被扶養配偶者が人間ドック健診を受診した場合は、当該人間ドックに要する費用から10,000円を控除した額を受診者が負担する。

※全国及び新潟県内において特定健康診査の実施が可能な健診機関へ実施を委託する契約。

➢集合契約A(地方公務員共済組合協議会と日本人間ドック学会等との契約)

➢集合契約B(新潟県保険者協議会の代表保険者と新潟県健康づくり財団との契約)

特定健康診査等の実施方法（2）

特定保健指導

項目	内容
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・集合契約を締結し、全国及び新潟県内において特定保健指導の実施が可能な健診機関へ委託することにより特定保健指導を実施する。<ul style="list-style-type: none">➢集合契約A(地方公務員共済組合協議会と日本人間ドック学会等との契約)➢集合契約B(新潟県保険者協議会の代表保険者と新潟県健康づくり財団との契約)・特定健康診査の実施と併せて、当日に特定保健指導の初回面接が可能な健診機関・医療機関においては、集合契約によりこれを実施することが可能とする。(特定健康診査受診券(セット券)による対応)
実施内容	厚生労働省保険局が策定する「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」及び同省健康局が策定する「標準的な健診・保健指導プログラム」による内容とする。
実施時期	通年実施とする。
保健指導データの受領	厚生労働省が定める電子的な標準様式(XMLデータ)で提供を受ける。
受診者の負担	なし(全額共済組合が負担する)
対象者の重点化に関する事項	<p>以下の対象者について、重点的に特定保健指導の利用を促す。</p> <ul style="list-style-type: none">①特定保健指導実施率が10%未満の所属所における対象者②積極的支援又は動機付け支援の対象となっていたにも関わらず特定保健指導を受けたことがない対象者③被扶養者等 <p>このほか、生活習慣病の一因とされる「歯周病」対策として、歯科健診の利用者拡大に努める。</p>

特定健康診査等 実施スケジュール

特定健康診査

年度当初

- 特定健康診査の周知
- 受診券（セット券）の発行（5月）
- 年度途中認定者に係る受診券は、随時発行

年度中盤

- 特定健康診査の周知
- 未受診者への受診勧奨
（年2回実施 7月・10月）

年度後半

- 国への実績報告、評価
- 集合契約、人間ドック契約準備、予算措置

特定保健指導

通年実施

- 特定保健指導の周知
- 特定健診結果の取り込み・階層化（毎月）
- 利用券の発行（毎月）
- 特定保健指導利用勧奨の案内
（受診券発行後1か月を目途にハガキ送付）
- 特定保健指導利用券の再発行
（随時）

年度後半

- 国への実績報告、評価
- 集合契約、予算措置
- 次年度実施内容の準備

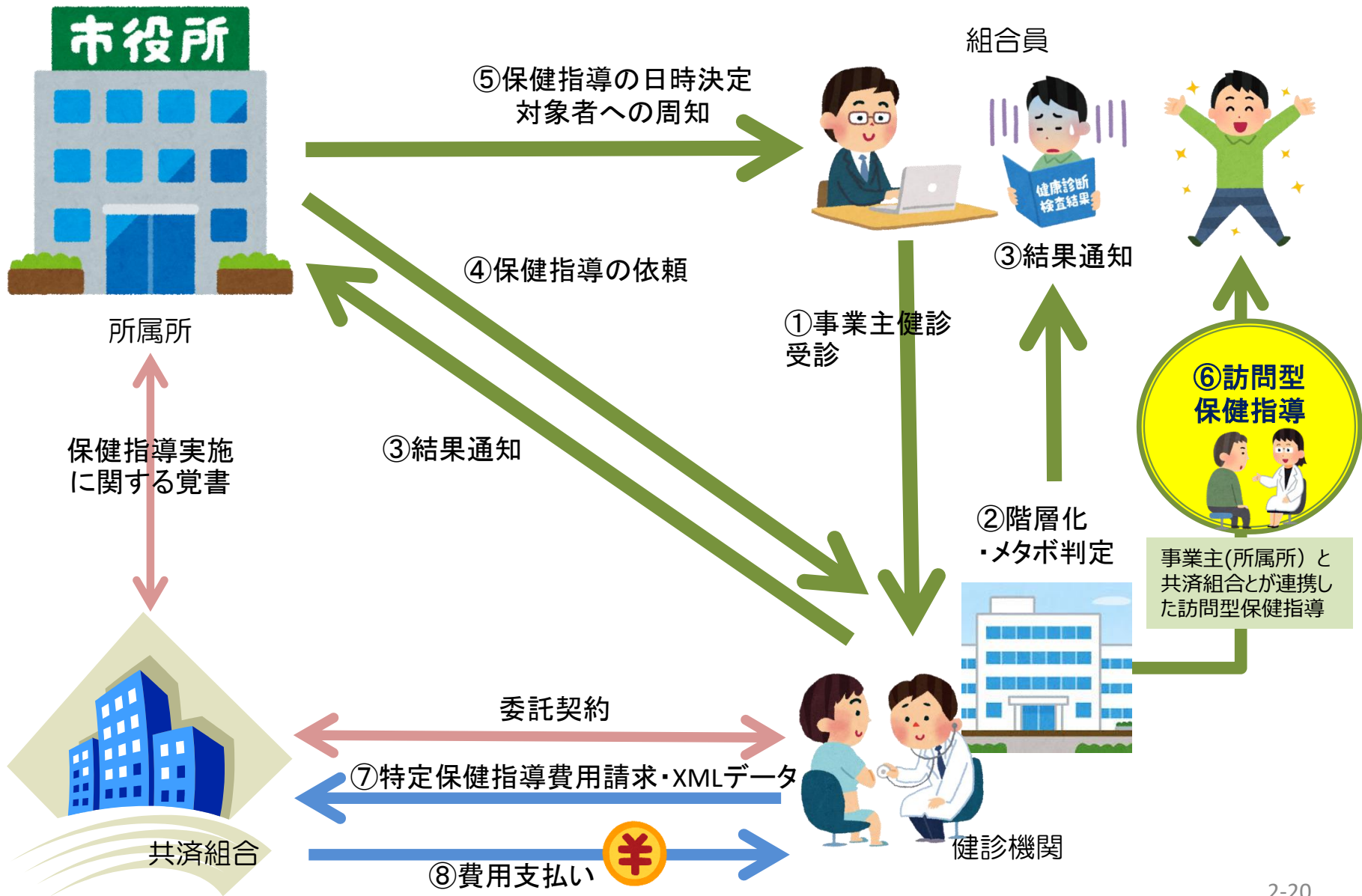
第3期 特定健康診査 実施率目標達成への取組

	取組内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌「共済にいがた」及びホームページを通じた周知 ・ 各種検診助成金通知書や医療費通知書の裏面に啓発記事を掲載
組合員の特定健診に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属所と連携した事業主健診及び人間ドックの受診勧奨 ・ 所属所毎の健診実施率等に関する情報提供 ・ 所属所が行う事業主健診結果について、所属所から確実かつ速やかに受領ができるように働きかける。 ・ 各種セミナー参加者へのチラシ配布による周知
被扶養者等の特定健診に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属所と連携し、組合員を通じた住民健診又は人間ドックの受診勧奨を行う。 ・ 特定健康診査受診券については、5月中旬に該当者の自宅へ直接郵送する。 ・ 特定健康診査に要する費用については、当共済組合が全額負担する。 ・ 年度途中で扶養認定を受けた被扶養者については、速やかに特定健康診査受診券を交付する。 ・ 特定健康診査受診券の送付後、ハガキ送付による未受診者への受診勧奨の実施（年2回実施。7月及び10月を予定。）

第3期 特定保健指導 実施率目標達成への取組

	取組内容
制度の周知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌「共済にいがた」及びホームページを通じた周知 ・ 各種検診助成金通知書や医療費通知書の裏面に啓発記事を掲載 ・ 各種セミナー参加者へのチラシ配布による周知
利用のしやすさに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導に要する費用については、当共済組合が全額負担する。 ・ 契約人間ドック健診機関のうち、特定保健指導について単独で実施が可能な機関と個別に特定保健指導の実施契約を締結し、特定保健指導利用の便宜を図る。 ・ 特定健康診査受診券については、該当者の自宅へ直接送付する。
利用勧奨に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員については、所属所の人事担当課を通じた該当者への利用勧奨を実施（同意を得た上で、該当者のリストを所属所へ送付） ・ 被扶養者等については、組合員を通じた特定保健指導の利用勧奨を実施 ・ 利用券発送日の1か月後を目安として、特定保健指導対象者へのハガキによる利用勧奨を実施。 ・ 事業主健診と連携した訪問型特定保健指導の導入について検討する。（次頁、構想図参照） ・ 中途脱落者への対応を検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果データ分析や分析資料の精度を高めるため、従来使用しているシステムの他に新たな専用システムの導入を検討する。 ・ 所属所と連携するための、以下の事項に関する照会 <ol style="list-style-type: none"> ①職員が特定保健指導を利用する場合の取り扱いについて（年休、職専免等） ②特定保健指導を共同事業として実施する場合の覚書について ③事業主健診と連携した訪問型特定保健指導に関する受け入れの可否について（次頁参照） ・ 所属所ごとの特定保健指導実施率を公表し、特定保健指導利用勧奨の協力を求める。

事業主健診と連携した訪問型特定保健指導に関する構想



個人情報取扱い

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施によって得られた情報(以下「健診結果等」という。)については、個人情報の保護に関する法律、新潟県市町村職員共済組合個人情報保護管理規程及び新潟県市町村職員共済組合個人情報保護に関する細目の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。
- また、特定健康診査及び特定保健指導を実施する健診機関等においても、集合契約に基づき、健診結果等の適切な取り扱いを求める。
- 健診結果等については、当共済組合における特定健診等システムのデータベースサーバで管理・保管する。また、データの保管期限は5年間とする。
- 特定健診等システムのサーバは、ICカードによる入退室管理を行う電算室に設置する。
- 特定健診等システムは、当該業務を担当する職員のみ使用可能とする。

計画の公表・周知

- 本計画については、当共済組合のホームページに掲載するとともに、印刷したものを共済組合事務局に配備し、閲覧可能な状態とする。

ホームページアドレス <http://www.kyousai-niigata.jp>

- あわせて本計画を各所属所に配布し、所属所担当者における理解を図る。
- 本計画のあらましについては、広報誌「共済にいがた」に掲載することとあわせて、チラシを作成して各種研修会や特定健診対象者に配布することにより、組合員等への周知に努める。

計画の評価・見直し

- 本計画については、以下に掲げる指標により評価を行う。

評価指標	実施事項
特定健康診査及び特定保健指導の実施率	目標値と実績値との比較及び検証 全国平均との比較
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率	対象群を特定し、減少率を算出
前年度特定保健指導対象者及びその予備群となった者のうち、次年度に対象外となった者の把握とその理由	服薬、検査値の改善等の理由

- なお、本計画の見直しについては、第2期データヘルス計画の中間評価とそれに基づく見直しにあわせてこれを行うものとする。